

## 岡本の国会での質問

166-衆-農林水産委員会-17号 平成19年05月30日

○西川委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

私からも、まずは冒頭に、このたびの松岡農林水産大臣の御逝去に心よりお悔やみを申し上げたいという意味で、一言お話をさせていただきたいと思っております。

昨年の九月に御就任をされました松岡大臣におかれましては、農林水産行政に大変明るい、そういう大きな皆様方の御期待を背景に、農林水産行政に邁進をされてこられたと思っております。

とりわけ、先ほどからお話もありましたけれども、攻めの農政への転換、例えば、日本の農林水産物の輸出であったり、また新しい経営安定化対策の推進を通じて農業の転換を図っていく、こういった取り組みにも取り組まれました。

また、私が大変関心を持っておりました食の安全、とりわけ米国産牛肉のBSEの問題や国内のBSE対策の問題では何度も意見交換をさせていただきましたけれども、私の考えに賛同をいただいたり、また、時にはエールもお互いに交換をさせていただいた、そういう関係であったことを思うと、私も大変につらい思いを感じるわけでございます。

ここにおられます農林水産委員会の委員の皆様方はもちろんのこと、残された農林水産省の皆様方、また全国で農林水産業を営んでみえる多くの皆様方、さらには消費者の皆様方、こういった皆様方とともに、農林水産大臣の突然の御逝去に私自身も衷心より哀悼の意をささげたいと思う次第でございます。

今回のこの法律案も、本来であれば正式な大臣が決まってから審議をするというのが筋であろうということは私も重々承知をする中でありますけれども、大臣の御遺志やまた農林水産省関係者からお伺いをするお話を聞くに至って、きょうの委員会の開催、そして法案の成立に向けて、私なりに、きょう質問をする、採決をするということについても理解をさせていただいた次第でございます。そういったことを含めてきょうは質問をさせていただきたいと思うわけであります。

とはいいいましても、法案審議でありますから、松岡大臣の御意向を酌んでといっても、なあなあで法案審議というわけにはいかないというところはまたこれ事実でありますので、いつもと同様に、厳しく法案の中身を精査して質問をさせていただくということについては委員の皆様方にも御了承をいただいて、しっかりとした御答弁がいただければ、きょうも質問が続けられなくなる可能性もあるということも御理解をいただきたいと思います。

それでは、きょうの質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、この競馬法改正の質問に入る前に、一点だけ委員長にお伺いをしておきたいことがございます。

先日は、委員会派遣ということで、宮古島に行かせていただきました。私も、バイオエタノールの開発、またその使用に熱心に取り組んでおられる宮古島の関係者の皆様方、また製糖業、サトウキビをつくっている農家、こういった皆様方のいろいろな課題について学ばせていただいた、そういった視察でありましたけれども、私、大変気になったことが一点ありました。

この委員会視察は、当然のことながら、衆議院の予算で行っているにもかかわらず、私自身、途中で人数が足りないんじゃないかと頭数を数え直したことがあったわけですが、その辺、委員長はどのような御認識で、どういう事実関係であると把握されているのか、一言御報告をいただきたいと思っております。

○西川委員長 過日の宮古島の調査の日程の問題であります。宮古島の農業者の皆さんが、市長さんを会長に、EPA、FTAの反対の集会を持たれる、こういう中で、ぜひ出席を願えないかと

いう話が事務局を通して私の方にありました。

私は、全員で行くべきか、それとも日程を変更するか、いろいろ検討しましたが、調査団全体の日程を変えるわけにはいかない、こういうことで、皆さんにできる限り日程どおりに調査が進められるよう配慮をして、私と岩永筆頭と二人でその大会に出席をしましたが、農産物を守る、こういう趣旨を申し上げてきたわけでありまして、連絡不十分であった、ここについては、非常に私も、これは民主党の皆さんに、受けとめ方の上で御迷惑をおかけしたかな、こう考えておりますが、あくまでも農産物の阻止の大会で、超党派でやられたところに、ぜひ出てくれということでもありますから、全体の日程には影響を及ぼさない、こういう判断をさせてもらったところでございます。

○岡本(充)委員 私も、このたびのオーストラリアとのEPA、FTA交渉には大変危機感を持っていますし、これまで農林水産委員会を長く務めさせていただいている、私は初当選させていただいてからずっと農林水産委員会です、厚生労働委員会の方が主じゃないかという声があっても、あえて農林水産委員会で、私は農業者の、そして水産業者、林業者の皆様方の思いを伝えていきたいという思いでこの委員会に所属しておりますから、同じ思いですけれども、さはさりながら、これは国費で行っている視察でありまして、その国費で行っている視察の中で、たとえ別の法人なり個人なり組織なりに当たっても、その別段の政治活動に参加をするということはやはりそもそも問題があったのではないかというふうにも思いますし、また、その段取りをしたのが、責めるわけではありませんけれども、衆議院の職員であったという話も若干耳にしております。そういった観点は、私は、先ほどの筋ではないですけれども、筋がやはり違う。

そもそも、二十三日に視察の旅行が変更になったのは、この大会があったからではないかとうがってしまいたくなるのも、これは私だけではないはずで、十六日の予定であったのが二十三日になりました。行ってみたら、そこでJAおきなわさんも行ってみえる大会があって、JAおきなわの大会に行っていたという話であっては、これはやはり筋が違うし、こういうことでけちをつけたくないわけですね。

行かれるのであれば、もちろん自費で行って、もしくは党の費用で行って、そこで大いに氣勢を上げる。けしからぬことだ、これからもFTA交渉をしっかりと見ていくぞ、この決意を表明されることは私は大賛成でありますけれども、しかし、この視察の趣旨を、委員長初めこの視察に行った皆様方と同様に、皆様方にも御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

そういったことで、この問題については、きょうは質問が競馬法の関係でありますので、この辺にさせていただいて、後刻、この問題、恐らく理事会等でも話になると思いますけれども、同行させていただいた一人として、委員の皆様方に御報告申し上げるとともに、ぜひ皆様にもお考えをいただきたいと思うわけでございます。

それでは、競馬法の改正の方の法律案の審議に移りたいと思います。

きょうはJRAの理事長にもお越しをいただいているのではないかと思います。

きょうは、JRAの問題、課題についても質問をしていきたいと思いますが、まず、そもそも、今回の法改正に当たって、さまざまなポイント、観点があるとは思いますが、大きな私の関心事は、地方競馬の窮状をどのように救っていくかということが一つあります。

まず最初に、地方競馬における一号交付金の問題、各地で開催されている地方競馬、なかなかこの一号交付金が負担になっているという声も聞いています。売り上げに対するパーセンテージでかかってくるというのもその一つかと思えます。

例えば、利益に対して交付金の金額を決めるとか、もしくはそのパーセンテージを今後減らしていくとか、そういった開催地への配慮ということは行っていくことはできないものなのか。

それは、そもそも競馬が刑法の賭博罪に当たらないという大きな柱の一つともなっている公益性、公共性の観点からも、ゼロにするのは難しいということは理解をします。しかしながら、その減額、平成三年ごろでしたか、行われたとは聞いておりますけれども、今後、減額や、また交付金のかける母体を先ほどお話ししました売り上げではなく利益に変更していく、こういうような形にはできな

いものなのか、まずは御答弁をいただきたいと思います。

○山田政府参考人 ただいま一号交付金につきまして、売り上げでなく利益についてかけるという方法がとり得ないのかという御質問がございました。

これにつきましては、交付金を課す場合に客観的に明確な基準が必要だということもあろうかと思えます。利益の場合には、その経費をどう見るか、いろいろな要素がございますので、必ずしも客観的でないということもあろうかと思えます。そういう意味で、現在、売上高に応じて措置がされているというふうに考えております。

○岡本(充)委員 減額の方はどうなんですか。

○山田政府参考人 交付金率の引き下げについてでございますけれども、これにつきましては、現在、地方競馬の交付金の率でございますが、これは約一・二%となっております。競輪や競艇など、ほかの公営競技に比べますと相当に低いレベルにある、ほかのものは二から三ぐらいのレベルとなっております。そういうレベルにあるということもありますし、それからさらに、前回の改正で、この一号交付金を活用しまして競馬の連携事業に助成をするというような措置も導入をされております。

そういうことを考えますと、現時点でさらにこの交付率を引き下げるとことは適当でないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 他の事業、競馬以外の競輪と競艇などと比較をされておりますけれども、そこに大きな差があるわけです。先ほどからお話をしていますように、競馬には馬が必要です。競輪の自転車にえさをやる人はいません。競艇の舟に面倒を見るような厩務員はいないんですね。こういった皆さん方がいて成り立つ事業でありますから、こういった必要経費が多くかかるのはやむを得ないところが私はあると思っています。

そういう意味で今の交付金率になっているということで、ここから下げるか下げないか、ほかの事業と比較してもこれは仕方ないわけでありまして、ここはぜひ御検討いただきたいと思えます。

また、一号交付金の交付先を開催地へ傾斜配分するという事は難しいんでしょうか。今の状況では開催地への傾斜配分はないと聞いておりますけれども、これを開催地に傾斜配分していくというお考えがあるかないかをお聞かせいただきたいと思えます。

○山田政府参考人 この一号交付金につきましては、その利用として、馬の改良ですとか地域の畜産振興のために助成をするということでございます。

このように地方競馬の売り上げを活用しまして畜産の振興を図るということで、いわば広く全国に競馬事業の収益なり売り上げを均てんさせていくというような役割を果たしているわけですが、こういった仕組みというんでしょうか、公営競技共通の仕組みでございますけれども、やはり特別な立法措置をもって公営競技を認めるという措置として、そういう全国に均てんさせるんだという考え方が公営企業の共通の考え方であると思えますので、これを一部の県に傾斜配分することは適当でないと考えております。

○岡本(充)委員 これも、馬産地の問題を局長は出されましたけれども、実際に事業をやっている事業体も、今非常に苦しい状況になってきています。

競馬法の冒頭を見ると、一条の二には、競馬を開催できる場所は、「著しく災害を受けた市町村」と書いてありますが、最近でも、著しく災害を受けた市町村で、競馬をやって何とかその財政を立て直したいという自治体があったかということを考え直していただくと、局長、決してもうそういう魅力はなくなりつつあるわけでありまして、しかしながら、地方競馬を続けている自治体に何らかのインセンティブを与えてあげなければいけない、こういう思いも思うわけでありまして、この傾斜配分

についてもぜひお考えをいただきたいと思っています。

ちなみに、一号交付金、ざっと言って今三十億円ですか、このうち十億円ぐらいが特例的に、前回、平成十六年の法改正を根拠に使用されているというふう聞いておりますが、この特例的な使用のあり方については、今後どのぐらいの割合までふやしていけるというふうにお考えになられているのか。これは恐らく二十三条の条文の中に入っている項目のことなんだろうと思います。二十三条の項目なんだろうと思いますが、ちょっとその点を踏まえて、どのぐらいの割合までふやしていけるとお考えなのか、お答えをいただきたいと思っています。

○山田政府参考人 委員からお話がありましたように、平成十六年度の改正で、競馬連携事業ということで、一号交付金を畜産振興ではなくて競馬の振興のために使っていくという制度ができて、そういう意味では、主催者の側にある程度戻っていくという格好になっているわけですが、今の実情を申しますと、競馬連携事業につきましては、十七年度で三・五億円、十八年度で六・五億円、こういうことになっております。合計すると十億円ぐらいというお話でございます。一方、畜産振興の事業の方は、十七年度に十二億円、十八年度には十億円、こういうレベルになっております。

委員お尋ねのどの程度までいくのかということについては、実際に競馬連携事業、あるいは今度は活性化事業になりますけれども、それについてどのぐらいのニーズがあるのか、一方で、畜産振興事業についてのニーズがどのぐらいあるかということも踏まえながら毎年毎年決定をしていくということになりますので、現時点でどのぐらいになるかということをおあらかじめ申し上げることは困難でございます。

○岡本(充)委員 これは重要な点でありまして、どこまで交付金の中で特例的使用を認めていくのか。後ほど法務省にも聞きますけれども、これは、どんどん胴元の費用だけに消えていくという話になっては、そもそも公共性、公益性のある競馬ということになってこないわけでありまして、この点、極めて重要だと思っています。

もう一点、確認だけですけれども、今回の法改正で、交付金の納付期間、これは二十三条の二だと思いますけれども、特例期間は三年を超えることができないものとする。これを五年に延ばそうという話ですけれども、これで三年たったわけですね。

今、納付の猶予を受けているところが一競馬場あると聞いておりますけれども、これは三年の猶予があって、そろそろその期間が来る。これを今度五年に延ばすということですが、さらに二年後に法改正をして、七年、十年と延ばしていくようなことがあり得るのかどうか、現時点での御答弁をいただきたいと思っています。

○山本(拓)副大臣 現時点の答弁といたしましては、その予定はいたしておりません。

○岡本(充)委員 根本的な解決をせずに支払い猶予だけをしていくということであつては、これは解決にならないということを言っておきたいと思っています。

その上で、きょうは法務省にもお越しをいただいておりますけれども、そもそも競馬が刑法百八十五条における賭博の処罰の規定の例外になっているのは、聞いたところによりますと、最高裁判所の昭和二十五年十一月二十二日の判決、勤労によって財産を取得するという健全な経済的風俗であるために、賭博を処罰している、そこに保護法益があるというふうにヒアリングで教えていただいたわけでありまして、今回、この競馬法が勤労によって財産を取得するという健全な経済的風俗を乱しつつあるのではないかとと思われるようなことも、私、懸念を示さなきゃいけないと思っています。

一つは、最初にお話をさせていただきました公益性、公共性の問題。二つ目が、今、非常に射幸性を高めるといふか、いわゆる先日のダービーでも百円買って二百五十万円支払い金がある、これはもう本当にかんりの高額倍率でありますし、さらに言えば、馬を見なくても、電話や携帯電話

で勝馬投票券が買えて、なおかつお金が入ってくる。もっと言えば、口座にお金を入れておいたら月曜日には口座にお金がふえている、こういう事実があるわけでありまして。

そもそもの競馬の楽しみ方としてこういう楽しみ方が想定をされていたかという、やはり競馬は馬の姿を見て予想して、こういう話でありましたけれども、今は、紙の新聞を見て、携帯電話をいじって、そして月曜日には口座の金が増減している、場合によってはかなりの倍率のお金が入っていることがあるわけでありまして、こういう方法だと、勤労によって財産を取得するという健全な経済的風俗が害されてくるのではないかとのおそれも私は持つわけでありまして。

そういう意味で、射幸性を高めていくということは、競馬法施行規則十一条等によって払戻金の最高限度額を制限しているという話も聞いてはおりますけれども、しかしながら、その倍率がかなり高くなっていくという事態はこういった健全性を阻害するのではないかと。

さらに言えば、収益金が公共性、公益性に利用されているかといえば、もし一部の自治体だけ、もしくは胴元の、胴元のこと言ったら失礼ですけども、主催者の経費にのみ使われるような事態になれば、これはまさに公益性、公共性の部分にも大きな疑義が生じると私はかねてから指摘をしているわけでありまして、この指摘について法務省はどのような見解を持っているか。

農林水産省が独自に決めることだとか、農林水産省が所管しており把握するところではないではなくて、そもそも、こういった刑法の条文と競馬法のあり方との法的な見解について、法務省にきょうは御見解をいただきたいと思っているわけです。

○三浦政府参考人 刑法百八十五条の賭博罪の規定と競馬法の関係についてのお尋ねでございますが、刑法三十五条におきまして、法令による行為は罰しないという規定がございます、競馬法の規定に基づきまして実施される競馬につきましては、この規定によって犯罪が成立しないというふうに理解しているところでございます。

実質的な問題としてさらに申し上げます、競馬法において、競馬を正当、適正なものとして実施する法的枠組みをつくっているわけでありまして、その内容の正当性、妥当性といったものについては、一義的には所管の省庁において御検討をされていることであろうというふうに思っておりますが、基本的には、公益を図る目的に従って、適正、適切な管理、制限のもとにその目的を実現していくという制度の枠組みのあり方であろうというふうに理解しているところでございます。

○岡本(充)委員 きょう役所の方にこれは通告しているはずですよ。そういう答弁ではなくて、具体的に、どういう事態になればこれは法律の構成要件から外れてくるのか。

例えば、医師法で業務上過失致死傷が適用されない、それは医師であるから注射の針を刺しているわけですね。しかし、医師であるというその規定があやふやになってくれば、当然、医師法で幾ら違法性がないというふうにされていても、ここの部分の立脚点があやふやになってくれば、業務上過失致死傷という適用が検討もされてくる。医師の要件がきちっと決められていて、それが決められているからこそ、注射針を刺してもいい、人にメスを入れて切ってもいいわけでありましてね。

同じように、なぜ競馬が違法性を阻却されているかということ考えたときに、今の現状の状況、先ほども言いましたように、射幸性が高くなってきている、そしてもっと言えば、その公益性、公共性、金銭の面で非常に厳しい状況になっている、こういった状況。また、今の地方競馬の実際の運用の苦境を考えたときに、本来の競馬法が趣旨としている公共性、公益性を大きく傷つけているのではないかと、こういう思いについて私は危惧を持っている。

どこまで行けばこれが違法の世界に入ってしまうのか、どこまで行ってもこれは違法にならないのか、それを明確に御答弁いただきたいと言っているわけでありまして、これは通告しているはずですから、明確にお答えをいただかないと、答弁次第によっては質問が続けられません。

○三浦政府参考人 先ほど申し上げましたように、刑法との関係で申し上げます、刑法三十五条によりまして、法令による行為は罰しないということがございますので、競馬法に基づいて、競馬法の規定に従って実施されている競馬については犯罪が成立しないというふうに考えられるところで

ございます。

したがいまして、競馬法において、どのような制度として法的枠組みをつくるかというのは、その上で、その目的、あるいはその目的に従った規制のあり方ということで検討されるべきものだろうということでございますので、そこで、どのような制度であるか、どのような運用であるかによって、刑法の違法性の阻却がそのことによって判断されるべき事柄ではないのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、医師の医療行為との比較で申し上げますと、医師の医療行為は、もちろん、その医療行為自体は法令による行為ということになるわけでありまして、その法令による行為を行うに当たって、医師には注意義務というものが課せられているわけでありまして、その注意義務に違反して過失による行為によって人を死傷させた場合に、別途、業務上過失致死傷罪といった犯罪が成立する場合があるということでございます。

○岡本(充)委員 今、審議官が言われましたのは、どういう条件になれば競馬がその違法性を阻却される事態から逸脱するのかということについて明確にお答えをいただけないわけなんです。

この法令がある限り、この法令に基づけば、先ほどの話ではないですけれども、射幸性がどれだけ高かろうと、もっと言えば、法律さえあればその収益金の使い道がどういう使い道に使われようと、今現在のこの現行法の中で行われている競馬であれば、どのような競馬であってもこれは違法性が出てこない、賭博罪の本来の保護法益である勤労によって財産を取得するという健全な経済的風俗、この最高裁判例に違反をしない、こういうふうに言い張られるということでしょうか。そこを明確にしてください。

○三浦政府参考人 現在の競馬法自体が、まさに一定の公益の目的、公益を図ろうということで、その目的に従って必要な監督あるいは制限というものを設けておりまして、それに従って実施されているわけでありまして、その場合の競馬について、刑法三十五条によって犯罪が成立しないということでございます。

まさに、競馬というものをどのように正当、妥当なものとして制度設計し、運営するかという考え方の問題であろうと考えますけれども、その点につきましては、基本的には所管の省庁でまず御検討いただいていることだと思いますし、現行の競馬法自体がそのような考え方で成り立っているものというふうに理解をしているところでございます。

○岡本(充)委員 農林水産省が法改正するときには、当然、法務省に相談するわけでしょう。それなのに、農林水産省の所管でありますから私は知りませんでは、これは答弁にならないから、ちゃんと答弁させてください、委員長。

○三浦政府参考人 もちろん、競馬法を改正するといった場合には、いわゆる通常の法令協議という形で、私どもの所管しておる法令との関係での整合性等について検討しているところでございます。

しかしながら、実際に、具体的にどの条項についてどういう形でまず妥当な設計をするかということについては、一義的に所管の省庁において御検討され、それについて具体的に問題があるかないかということ私どもとしては検討し、御意見を申し上げるということをしているということでございます。

○岡本(充)委員 どこまで行くと問題になるのかということを知っているのに、そこを答えていただかないと、競馬の法改正、ずるずると今私が懸念をしている方向に進んでいくのではないかと思うわけで、きちっと、法務省として、ここら辺がリミットだということを示していただきたいと言っているわけですから、それをお答えいただきたい。

○三浦政府参考人 まさに、競馬法の制度自体は、いろいろな仕組み、全体で成り立っているわけですので、その全体を見て、現在のあり方が適正、妥当なものかどうかということになるんだろうと思います。

私どもとしましては、現行の競馬法あるいは今回の改正につきまして、適正な、妥当なものであろうということに理解しているところでございます。

○岡本(充)委員 委員長、これで時間がなくなっちゃいますよ。

どこまで行ったら違法なのかと聞いているんですよ。これは刑法との、まさに法令協議をするとしたけれども、どういう状況になったら違法なのか、公益性、公共性が阻害されるのか、もしくは射幸心をあおり過ぎているというふうに考えられるのか。極端な例でもいいから、こういうのだったらさすがにまずいよねというのを示してくれと僕はきのう言っているはずですよ。それをずるずるとこうやって答弁を延ばされては、私の肝心の質問ができない。しっかり答弁をしてもらわないと、これ以上質問ができません。

○三浦政府参考人 まさに、制度の実質的なあり方の問題にかかわることございまして、極端な例と申しましても、結局、公益を図るといった目的に従って適切な規制と制限があることというものが基本的な枠組みとして想定されるんだろうというふうに考えておりますので、それに基づいて法令、制度を設計している限りにおいて正当なものであろうというふうに考えているところでございまして、それ以上具体的にこれがこうということを所管外の立場から申し上げるのはなかなか難しいということをお理解いただければと思います。

○岡本(充)委員 いや、具体的に答弁になっていないじゃないですか。ちゃんと私はきのう通告していますよ。

○三浦政府参考人 繰り返しになって恐縮でございますが、もともと、法令に基づく行為について犯罪が成立しないということを定めているわけございまして、競馬法におきまして、まさに正当な公益目的に従って適切な監督、制限のもとに実施されるという限りにおいて、それは妥当なものとしてまさに評価されるということだろうと考えております。

したがって、具体的に、どこの部分がどういう形で外れることによってどうなるかということにつきましては、まずは制度のあり方自体の問題としてその正当性、妥当性が検討されるべき事柄だろうということございまして、私どもとしましては、一義的にその点をお答えすることが難しいということをお理解いただきたいと思います。

現在の競馬法あるいは今回の法改正に基づく制度改正自体につきまして、そういう観点からしても特段問題があるというものではない、適切なものだというふうに理解しているところでございます。

○岡本(充)委員 法務省としては、まず一義的に話ができないというのであれば、法務省は、今の話を聞くと、審議官の話ですと、農林水産省が示してもらえばそれについて協議をするという受け身のあり方だということですので、農林水産省としては、ここはどこまでがリミットなのかと考えておるかはしっかりお答えいただけるはずであります。

○山田政府参考人 ただいま法務省の方から御説明がありましたけれども、法令に基づく行為については、刑法との関係では問題がないというのが今の刑法の規定でございます。

今回の改正につきましては、今までの改正の延長線で措置をしているものでございまして、これについては、これまで同様に、競馬法の改正としては、刑法上問題になるというようなものとは考えていないところでございます。

○岡本(充)委員 私は今回の改正を言っているわけではないわけでありまして、これは一体、どこまでが許されるのかというのを、ある程度上限を示しておかないと、先ほどの、刑法が求めている勤労によって財産を取得するという健全な経済的風俗を害してくるのではないかとすることは私は懸念しているということだけは伝えて、時間もないので、中央競馬の話に移りたいと思います。

きょうはJRAの方に来ていただいています。

もう残り時間が少なくなっていますが、皆さんにお配りをしています、見ていただければおわかりのとおり、中央競馬の役員の出自。見ていただければ、このとおりであります。

一枚おめくりいただいて、その報酬は、理事長で本俸月額が百二十二万六千円。歴代の理事長は、昭和三十七年でありますから、現在の高橋理事長が農林水産省に入られる一年ほど前から、ずっと農林水産省のOBが、しかも事務次官のポストになっている、こういう状況になっています。こういった今の状況、適材適所だと言うかもしれないけれども、同じ人がずっと天下っているこの状況。

さらには、もう一枚おめくりいただいて、日本中央競馬会の子会社等の役員の出自。これについても、見ていただくとおわかりのとおり、今度は、中央競馬会からの天下りが子会社にはずっと続いています。五ページも同じ、六ページも同じであります。これだけ、天下りばかりの子会社。

では、わかりづらいから、社長だけ見てみましょうということで、七ページをごらんいただきますと、子会社の社長は、実は、その次の、最後のページにも載っておりますが、JRAとの取引額に応じて、JRAとの取引額が多いところはJRA理事が、また取引額の少ない企業については部長が、それぞれ社長に天下っている。また、この理事、部長はそれぞれ、JRA出身者の方もみえますが、中には農林水産省の食品流通局長からJRAの常務理事になり、さらに子会社の社長になられている人もいます。

それぞれの役員報酬は次に書いてあるとおりでありまして、最後に一つ問題にしたいのは、九ページ目です。

売上高に占めるJRAとの取引額のうち、随意契約がどれだけかということ、トータリゼータという会社から始まり、以下、ほとんど随意契約であります。

この随意契約を減らしていかない限り、JRAの高コスト体質が続くのではないかと。とりわけ、JRAの役員が天下り、なおかつそこで随意契約をしているということであれば、これは、今話題の官製談合が起こる一つの素地になるんじゃないかと言われている素地の一つであります。

ちなみに、この中で、一つ目立っているのは、馬の輸送をする会社が三番目にあるわけなんです、ここは随意契約の割合を大幅に減らしました、こうやって言っています。一般競争入札にしたと言っています。

これは、木曜日に、私、農林水産省の役所の方に質問の話をし、そしてJRAの方には早く来てくれと言って、結局来ていただいたのはきのうだったんですが、きのうの午前中に、では、この会社について入札率はどのくらいかということを出してくれと言ったら、結局入札率の率が出せていないんです。

資料がなくて、本当であれば質疑ができないところであるわけでありまして、これはしっかり出すとお約束をいただけるか、ここでまずは御回答をいただきたいと思います。

○高橋参考人 ただいまの御質問、いろいろございましたけれども、最後のところについて、特に競走馬輸送契約の入札の落札率はどうかということについてお答えを申し上げます。

これは、ちょっと経緯のある話でございますから申し上げますと、馬匹輸送、馬の輸送でございますが、この運賃につきましては、過去、運輸省の運賃認可制度によりまして一律に決められておりました、非常に硬直性の高いものであったわけでございます。そういう中で、この硬直性を是正するために、これを何とか弾力化したいということで、平成十七年四月から、今先生がおっしゃいました輸送経路別の一般競争入札に移行しました。



それによりまして、では、まず、どのくらい単価が移行前と比較してダウンしたかということを行いますと、九〇から九九%でございました。それから、今お話しの落札率で見ますと、約九九%でございます。

○西川委員長 理事長、端的に答えてください、時間の問題がありますので。

○高橋参考人 それで、今の先生の御質問の件でございますが、落札率で見ますと約九九%ということになっております。(岡本(充)委員「だから、資料を出してくれ」と呼ぶ)それはまた、我々、検討させていただきます。(岡本(充)委員「検討じゃなくて、ちょっと待って、検討じゃだめだよ」と呼ぶ)いや、検討というのは、資料をつくることを検討いたします。

○岡本(充)委員 資料を出すかどうかを聞いているんです。それは検討じゃないです、だって資料はあるはずですから。出すかどうか。

○高橋参考人 検討して、出させていただきます。(岡本(充)委員「出すのね。ちょっと、これ、出すんですか」と呼ぶ)

○西川委員長 質問してください。  
岡本充功君。

○岡本(充)委員 出すか出さないか。検討してとかじゃない、出すか出さないかです。

○高橋参考人 早速検討して、出させていただきます。

○岡本(充)委員 必ず出していただいて、これは今後、天下り問題ともあわせて、また機会をつくってやりたいと思います。

いつまでにこれを出していただけるか、最後にお答えいただいて、私の質問を終わります。

○高橋参考人 できるだけ早くやりたいと思います。

○岡本(充)委員 できるだけ早くじゃだめです。ちゃんと。

今、天下り法案の審議をしているんですよ。随意契約の問題も出しているわけですよ。これはいつまでに出すかということ言ってもらわないと、やはり向こうの法律案の審議にも影響します。はっきりとお答えをいただきたい。

○高橋参考人 今週中には出させていただきます。

○岡本(充)委員 では、きちっと私の要求した資料をお待ちしております。  
終わります。